

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準を次のように定める。

平成21年6月3日

沼津市長 栗原裕康

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準

次のいずれかに該当する場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に掲げる基準に該当しないものとする。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 長期優良住宅建築等計画に係る住宅が次に掲げる区域内に建築されるものであること。ただし、当該住宅が、都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為に係るものにあつては、この限りでない。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- (2) 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等の区域のうち、次に掲げる計画が定められている区域内に建築される住宅（届出の対象となるものに限る。）にあつては、当該計画に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に関するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により条例で定められたものを除く。）に限る。）に適合しないものであること。
 - ア 都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画
 - イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律

第49号) 第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項
第3号に規定する防災街区整備地区整備計画

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第
40号) 第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画

エ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号) 第9条第2
項第2号に規定する沿道地区整備計画

オ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号) 第5条第3項に規定する集落地
区整備計画

- (3) 景観法(平成16年法律第110号) 第8条第1項に規定する景観計画の区域
内に建築される住宅にあっては、当該景観計画に定められた建築物に関する
事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に関するも
の(当該住宅の建築が景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為に該
当する場合にあっては、形態意匠の制限に関するものを除く。)に限る。)
に適合しないものであること。

付 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6
月4日)から施行する。